

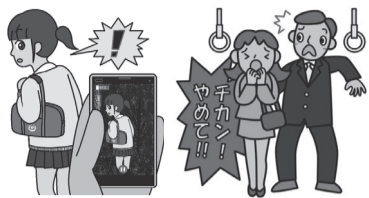
安全安心コーナー

ちかん・盗撮に気を付けて

進学、就職でこれから毎日電車を利用することになる方も多いと思います。

ちかん・盗撮被害に遭わないためにも次のことに気を付けてください。

- ・歩きスマホや、音楽を聴きながら歩かない
- ・近付いてくる人や車に気付くのが遅れて危険です。
- ・できるだけ複数で帰る
- ・遅くなった場合は、迎えやタクシーの利用を検討しましょう。
- ・階段・エスカレーターでは周囲の警戒をしましょう
- ・女性が多い車両、場所に乗りましょう
- ・防犯グッズを活用し、被害に遭ったときは、大声を出しましょう



関東金警察署
☎0475(54)0110

●今月の移動交番開設日

場所	日程	時間
セブライレフ 季美の森店	23日(木)	10時～11時30分
ケーヨーD2 大網永田店	22日(水)	10時～11時30分
主婦の店 大網店	15日(水)	10時～11時30分
農村環境改善センター いずみの里	3日(金)	10時～11時30分
みどりが丘 自治会館	16日(木)	14時～15時
ショッピングセンター アミリイ	28日(火)	10時～11時30分
大網白里市役所	1日(水)	10時～11時30分
大網病院	8日(水)	10時～11時30分

空き家は適正に管理しましょう

空き家を放置すると、老朽化による倒壊や建築材の飛散、野生動物が住みつき環境衛生の悪化、火災や犯罪、不法投棄を招くなど、周囲の生活環境に悪影響を及ぼします。

空き家を所有・管理している方は適切な管理に努めましょう。管理継続が困難な場合は専門家に相談ください。

〈空き家の管理や売却についての相談窓口〉

- ・千葉県宅地建物取引業協会 九十九里支部



お問い合わせ先

- ☎0475(73)7445
- ・全日本不動産協会外房支部
- ☎0475(50)1555
- ☎0475(70)0386

狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬を飼っている方は、生涯に1回の飼い犬の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

生後91日以上経ったら、「犬の登録申請書」を提出して「鑑札」の交付手続きを行ってください。

また、飼い主が変わった場合や住所変更など、届出事項

「鑑札」や「注射済票」を紛失した場合は、再発行の手続きが必要です。

令和5年度狂犬病予防法令の施行等に関する詳細は、ホームページや区長回覧をご確認ください。

令和5年度狂犬病予防法令の施行等に関する詳細は、ホームページや区長回覧をご確認ください。

〈飼い犬が死亡したときなど〉

亡くなった犬の「鑑札」と「犬の登録抹消届」を提出してください。飼い主が変わったときや、住所変更などは、「犬の登録事項変更届」を提出してください。

〈飼い犬が死亡したときなど〉

亡くなった犬の「鑑札」と「犬の登録抹消届」を提出してください。飼い主が変わったときや、住所変更などは、「犬の登録事項変更届」を提出してください。

●別表 各手続きの手数料

種類	金額
犬の登録	1頭につき 3,000円
注射済票交付	1件につき 550円
鑑札再交付	1件につき 1,600円
注射済票再交付	1件につき 340円
犬の登録抹消届・登録事項変更届	無料

引っ越しの際は「し尿くみ取り」の手続きを忘れずに

引っ越しなどにより、くみ取り式トイレを新たに使用する方や使用しなくなる方は、手続きが必要です。住民票の転入・転出・転居の届出だけでは自動的に加入や取り消しは行われません。

手続きは、地域づくり課または山武郡市広域行政組合環境衛生課で行えます(印かん持参)。

手続きを忘れた場合、くみ取り作業の実施に時間がかかったり、転出・転居後もくみ取りが行われ料金が発生する場合があります。

☎0475(54)0531

区・自治会に加入しましょう

区・自治会は、住民同士の親睦、生活環境の維持のほか、高齢者や子どもの見守り、行政と地域課題の解決を図るなど、まちづくりの中心的な担い手となっています。

広報活動、募金の協力など

お住まいの地域の区長・自治会長に申し出てください。連絡先が不明な場合は問い合わせください。

大網白里市区長会事務局
地域づくり課市民協働推進班内

防災活動、環境美化、防犯灯の設置・管理、防犯活動、文化・レクリエーション活動

☎0475(70)0342

動物は正しく飼いましょう

動物を飼う前に、周囲に迷惑をかけず責任を持って最後まで飼えるか考えましょう。

犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる方が短い引き綱で行いましょう。しつけや訓練をして人に危害を加えたり鳴き声などで近隣に迷惑を掛けたりしないようにしましょう。

犬猫を10頭以上飼養する方は山武保健所に届け出が必要です。

・動物には迷子札やマイクロチップを付けて、災害時等に離れても飼い主が分かるようにしましょう。犬は首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を付けることが義務付けられています。

・愛護動物を虐待、捨てる、殺傷したりすると、懲役や罰金が科せられます。

☎0475(70)0386

男女共同参画だより

給食レシピで作るおとう飯チャレンジ作品を募集したところ、多くの市内在住、在勤の方に挑戦いただきました。詳細は市ホームページをご覧ください。

「おとう飯」とは男性、特に子育て世代の男性の料理参画への第一歩として簡単で手間をかけず、多少見た目が悪くてもおいしい料理のことで、内閣府が命名しました。市では平成29年度に市長が「おとう飯サポーター」となり、啓発活動を行っています。

〈チャレンジした料理の一部を紹介〉



▲タコライス (マイキーさん)

タマネギは、しなっとするまで炒めると良いと思います。調理時間も短くお勧めです。

☎0475(70)0342

こちらは消費生活センターです!

7億円当選!?心当たりの無いメールは無視

〈事例〉

スマホのSMSに「7億円当選した」という通知が届いた。受領するための手続きだと言われ、さまざまな名目の費用を請求され、これまでに電子マネーで150万円ほど支払ったが、いつまで経っても当選金が振り込まれない。「コンビニの端末機で購入した電子マネーの払込票が残っていると当選金が支払われなくなる」と言われていたので、捨ててしまった。姉から借金もした。お金を取り返したい。

〈ひとこと助言〉

申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には

絶対に連絡しないようにしましょう。「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金は支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことはほぼできません。

周囲の方は、高齢者に変った様子が無いか日ごろから気を配りましょう。困ったときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。

◆市消費生活センター

▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金) 10時～12時、13時～16時
▶会場=中央公民館1階相談室
▶相談電話=☎0475(70)0344
☎0475(70)0342